

地方公務員の災害補償に関する法令の適用関係及び補償実施機関については次の表のとおりです。

区分	身分	地方公務員				非公務員		補償実施機関
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人		
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員等 (特別職)	職員	役員	
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法						地方公務員 災害補償基金
常時勤務に服することを要しない職員	定年前再任用 短時間勤務職員 暫定再任用 短時間勤務職員 任期付 短時間勤務職員 育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員	地方公務員 災害補償法	/	地方公務員 災害補償法	/	/	/	
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法						
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員	地方公務員災害補償法						
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等他の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者)	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法				
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者(船員法第1条に規定する船員を除く)	労働者災害補償保険法	(労災法の対象とならない場合には条例)	(使用者たる役員については当該地方独立行政法人が定める)				
消防団員 水防団員	/	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	/	/	/	/	各団体	
学校医 学校歯科医 学校薬剤師	/	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	/	/	労働者災害補償保険法	/	各団体	